

大館市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 大館市（以下「市」という。）は、「新秋田元気創造プラン」（秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及びおおだて未来づくりプランに基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、大館市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、県が定めた第2期秋田県移住・就業支援事業（以下「県移住・就業支援事業」という）実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時及び移住元において、同一世帯に属している世帯
- (2) 単身 前号に該当しない世帯

(交付金額)

第3条 移住支援金の交付金額は、単身の申請の場合にあつては60万円、世帯の申請の場合にあつては100万円とする。

- 2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、前項の世帯の申請の場合の金額に18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第4条 移住支援金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のうち、単身の申請の場合にあつては第1号の要件及び第2号から第5号までのいずれかの要件を満たすものとし、世帯の申請の場合にあつては第1号の要件、第2号から第5号までのいずれかの要件及び第6号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者に限る。以下同じ）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

エ 県移住・就業支援事業に係る交付金の交付決定があった後であって、市において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

オ 申請日において転入後1年以内の者であって、移住支援金の申請日から5年以上継続して市に居住する意思を有しているものであること。

カ 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 日本国籍を有していない者であるときは、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ク その他県又は市が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職

務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(ク) 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、移住元での業務をしていたこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

アの要件のいずれかをいずれかを満たす者であって、かつ、イの要件のいずれかを満たす者であること。

ア 市との関わりに関する要件

- (ア) 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市が主催又は共催する移住体験ツアー等への参加経験があること。
- (イ) 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市の移住促進事業(お試し「大館」暮らし)への参加経験があること。
- (ウ) 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市ふるさとワーキングホリデーへの参加経験があること。
- (エ) 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市サテライトオフィス体験事業費補助金の交付を受けた経験があること。
- (オ) 転入日の属する年度前10年以内に秋田看護福祉大学(秋田キャンパスを除く。)又は秋田職業能力開発短期大学を卒業していること。
- (カ) 転入年又は転入の前年から起算して5年以内で2年以上、本市にふるさと納税を行ったことがあること。

イ 就業要件

- (ア) 市内で新たに週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職していること。
- (イ) 市内で新たに事業を営んでいること。

(5) 起業に関する要件

申請日前1年以内に県が実施する起業支援事業(地域課題解決枠)に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

- (6) 移住支援金(世帯)の対象者は、前各号のいずれかに該当する者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、同一世帯に移住支援金の支給要件に該当する者が複数いる場合にあっては当該世帯のうち支給対象者はいずれか1人とする。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 前条第2項の加算対象となる18歳未満の世帯員（以下この項において「世帯員」という。）は、前項に規定する世帯に属し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
- (2) 当該世帯員が申請時において同一世帯に属していること。
- (3) 申請日において当該世帯員が転入後1年以内であること。
- (4) 申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満であること。
- (5) 当該世帯員が申請者の配偶者ではないこと。
- (6) 当該世帯員が暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、大館市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 就業証明書（大館市移住支援金の申請用（様式第2号））又はこれに準ずる書類
- (2) 交付申請者の本人確認書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに第2期秋田県移住・就業支援事業に係る大館市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知する。

2 審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を交付申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 市長は、交付決定を行ったときは、交付決定した日から1月以内に移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 交付の決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という）が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大館市移住支援金交付決

定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は前条の規定による再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに大館市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）に〔再交付〕と付して、交付決定者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 県及び市は、移住・就業支援事業の実施状況その他を確認するため、必要があると認めるときは、移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（就業状況等の異動届出）

第11条 交付決定者は、交付の決定があった日から5年を経過するまでの間に住所、就業先について異動があったときは、様式第5号により市に届出をしなければならない。

（返還請求）

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、移住支援金の返還を求めることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市から転出した場合
- (3) （就業の場合のみ該当）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市から転出した場合

2 前項の規定により返還を求める場合の金額は、同項第1号から第4号までのいずれかに該当するときは全額、同項第5号に該当するときは半額とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。